

# 全圧連会員行動規範

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会  
令和2年10月23日 第26回理事会・代表者会議決議  
令和3年1月22日 第27回理事会・代表者会議決議

## (総則)

第1条 この規範は、一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会（以下、全圧連とする。）の正会員である単協（以下、全圧連会員という。）の行動規範において定める。

## (目的)

第2条 この規範は、全圧連会員の企業倫理を確立することにより、会員間ならびに社会からの信頼を得ることを目的とする。

## (法令順守（コンプライアンス）)

第3条 全圧連会員は、法令や社会の規範を守り、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

- 2 全圧連会員は、法令や社会の規範に背く行為が、全圧連の信頼の低下に直結することを十分に認識しなければならない。

## (労働環境)

第4条 全圧連会員は、安全で配慮の行き届いた職場環境の確保と維持に努めなければならない。

- 2 全圧連会員は、従業員が健康で豊かな生活ができる経済的基盤の確保に努めなければならない。

## (安全衛生)

第5条 全圧連会員は、安全・無事故無災害は社会的責務と位置づけ、安全を全ての業務に優先されなければならない。

- 2 全圧連会員は、安全教育・点検整備と安全作業の徹底に努め、継続的な「安全第一」の啓発に努めなければならない。

## (品質確保)

第6条 全圧連会員は、建築・土木の別を問わず、定められた仕様を遵守し、各工事のコンクリート圧送施工に誠心誠意取り組み、顧客や社会に対して高品質のコンクリート構造物ならびに関連サービスを提供することに努めなければならない。

い。

(環境保全)

第7条 全圧連会員は、環境関連法令等を順守し、廃棄物の低減と適正な処理に努め、持続可能な環境配慮型社会の実現への責務を果たさなければならない。

(良識ある事業慣行)

第8条 全圧連会員は、他の全圧連会員（単協および会員同業他社）を尊重し、共存共栄の精神に基づく事業活動に努めなければならない。

(社会貢献)

第9条 全圧連会員は、蓄積した技術・ノウハウ・人材・情報などを活用し、事業を通じて社会的課題の解決に取り組み、広く社会に貢献する活動に努めなければならない。

(魅力ある業界像の確立)

第10条 全圧連会員は、魅力あるコンクリート圧送業の業界像の確立に尽力し、次代を担う若者が生涯の仕事として選択する職業となるよう努めなければならない。

(全圧連の事業への参加)

第11条 全圧連会員は、全圧連が実施する各種事業や諸会合に積極的に参加し、圧送業界の組織力の強化と活性化、対外的な発信力の向上に資するよう努めなければならない。

(附則)

この規範は、令和2年10月23日より実施する。

この規範は、令和3年1月22日より実施する。